

# 環境アセスメント検定 生活環境編

2016年 5月ver. 1.00

発行 環境アセスメント学会  
<http://www.jsia.net>

環境アセスメント学会

## はじめに

環境アセスメント学会では、環境アセスメントに関心を持っているさまざまな分野の研究者や実務家などが交流して、環境アセスメントの学術・技術的發展と普及、国民各層の理解促進、適正な実施の推進、持続可能な社会の構築に寄与することを目的として活動を行っています。

「環境アセスメント検定 生活環境編」は、日頃、環境問題に関心のある市民や学生の方々が、これまでのご自身の経験や知識について「環境アセスメント」の観点からどの程度理解しているかを自己判断するための検定です。

ここに挙げた問題は50問であり、多岐にわたる環境アセスメントの一部ではありますが、今後とも問題を追加して行く予定です。この検定を通して、いろいろな事業に皆さまの関心が深まり、その言動を通じて、事業がより「持続可能な環境配慮した事業」になれば幸いです。

## 目次

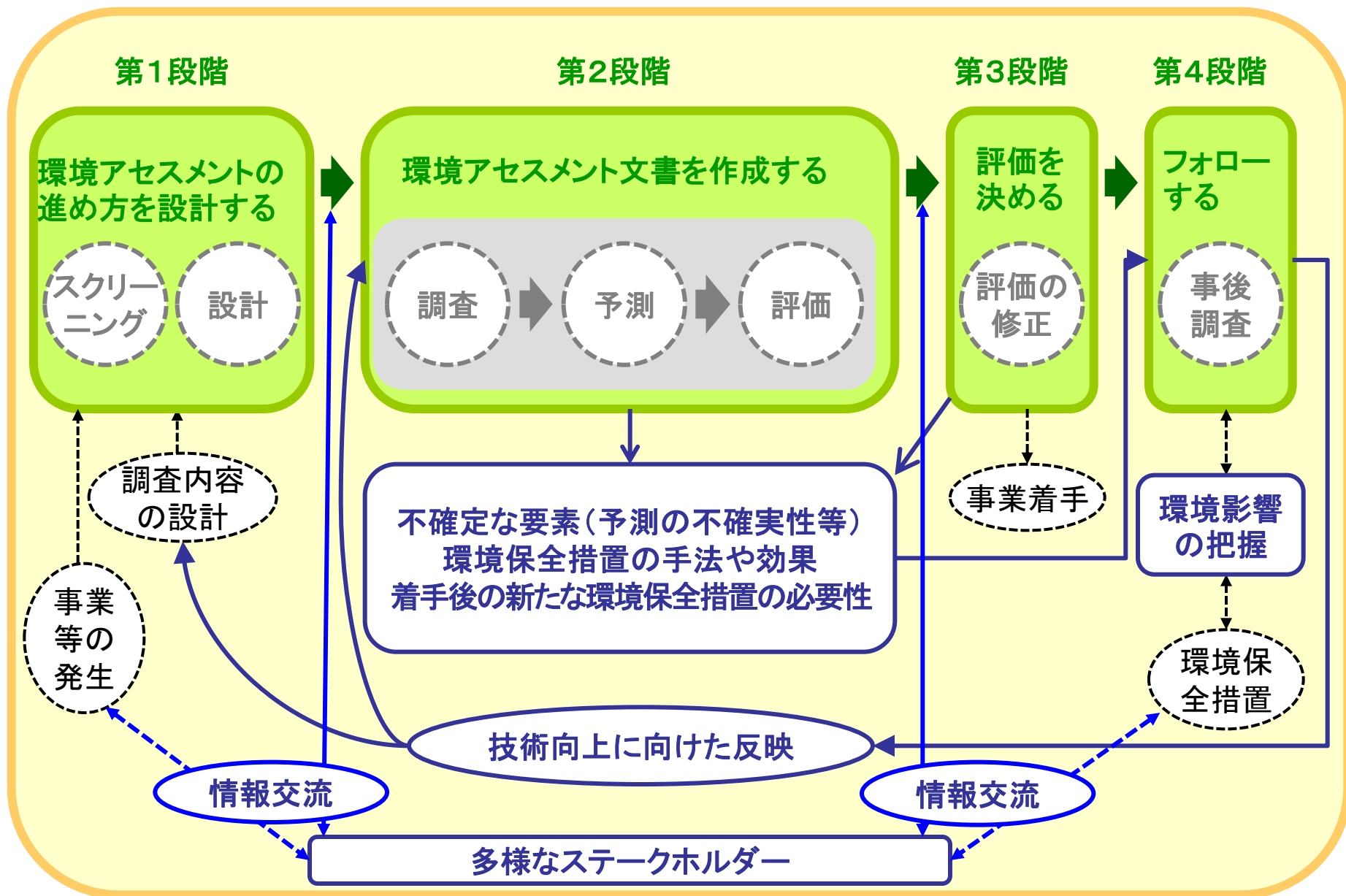
はじめに  
環境アセスメントの流れ

【問題】  
【回答用紙】  
【参考資料】  
【正解】

### この冊子の目的:

1. 産学官民が集まった環境アセスメント学会として、本来あるべき環境アセスメントの理解・普及・発展を図る。
2. 環境アセスメントに携わる事業者、実務者、行政担当者、環境審査会メンバーなどの専門家、市民・NGOに基本的な情報を示す。
3. 環境を学ぶ学生の学習資料としての役割も果たす。
4. 冊子に対する意見も期待する。それを踏まえて、内容の充実を図る。

# 環境アセスメントの流れ



## 【問題】生活環境編

問1：環境基準には、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。これら基準は、適切な科学的判断が加えられたものであることから、改定されることはない。

(1) ○ (2) ×

問2：ダイオキシン類の環境基準に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（1999）を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

(1) ○ (2) ×

問3：ロンドンダンプング条約とは、船舶、海洋施設、航空機からの陸上発生廃棄物の海洋投棄や洋上で焼却処分を規制するための国際条約。「ロンドン海洋投棄条約」、「ロンドン条約」、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」などとも呼ばれる。

(1) ○ (2) ×

問4：モントリオール議定書とは、正式名称は「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」で、フロン等の規制措置を定めている。

(1) ○ (2) ×

問5：環境アセスメントの大気質の予測において、大気拡散式による方法、模型実験による方法、類似事例の参照による方法などを用いることが一般的であるが、この中で最も多く選択される予測手法は大気拡散式による方法である。

(1) ○ (2) ×

問6：規模の大きい冷却塔では、水の蒸発を利用して温水を冷却する方法が多く採用されており、蒸発した蒸気の白煙が周辺道路の通行を傷害することがある。しかし、この白煙の影響を環境アセスメントで取り扱うことはない。

(1) ○ (2) ×

問7：海域での水質の予測に当たっては、潮汐流の影響によって影響範囲が変動することを避けるため、潮汐流が静止している条件で予測を行うことが一般的である。

(1) ○ (2) ×

問8：温排水を海域に放水するとき、1℃の水温上昇範囲が定常状態に達したときの空間スケールが、温排水の放水量と相関関係があるとして簡易的に予測する方法がある。

(1) ○ (2) ×

## 【問題】生活環境編

問9：海域に放水された温排水は、周囲海水より密度が小さいため海域の表層部を漂うこととなる。このときの水温の鉛直分布は、表層より指数関数的に減少することがこれまで多くの地点での観測結果より判明している。

(1) ○ (2) ×

問10：水質に係る環境基準は、当該水域の汚濁の状況や利用目的などを考慮して決めており、目的達成までの期間までは設定していない。

(1) ○ (2) ×

問11：ある河川で将来の水質予測（COD）を行った。水質予測値は、先ず年平均値を予測して予測年平均値を求める。次に既往の測定結果から年平均値と年間75%値の換算計数を求め、環境基準値の年間75%値に相当する年平均値を求め、予測年平均値と環境基準値を対比して評価した。この方法は適切といえるか？

(1) ○ (2) ×

問12：貧酸素水塊とは、海洋、湖沼等の閉鎖系水域で、魚介類が生存できないくらいに溶存酸素が極度に低下した水塊のことで、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などの我が国内湾では夏季に頻繁に発生し、漁業被害などを引き起こしている。

(1) ○ (2) ×

問13：青潮とは、水域の底層における貧酸素水塊が強風などによって湧昇し、嫌気分解により生じた硫化水素等が大気中の酸素と反応して青白濁色を呈することをさす。主として東京湾で発生し、赤潮同様に魚介類の大量死を招き、死滅する等の被害がでることがある。

(1) ○ (2) ×

問14：赤潮とは、プランクトンが水面近くで急激に繁殖したため、水の色が変わって赤く見える現象で、しばしば魚介類に被害を与える。

(1) ○ (2) ×

問15：高速道路の騒音における調査・予測・評価は、設計交通量とのかい離が不確実性となることから不確実性が高くなっている。

(1) ○ (2) ×

問16：騒音発生源の音響パワーレベルがほとんど公表されていないので、騒音の予測計算が不確実になっている。

(1) ○ (2) ×

問17：風力発電設備の騒音予測にあたっては、風力発電機の種類、位置、基数、音源の見かけの音響パワーレベル等を考慮する。

(1) ○ (2) ×

## 【問題】生活環境編

問18：騒音の現況調査は、大気質等と同様に1年間を通じて実施しなければならない。

(1) ○ (2) ×

問19：環境アセスメントにおける騒音・振動予測は、日本音響学会式を利用するのが望ましいとされている。

(1) ○ (2) ×

問20：騒音規制法における規制基準に係る「区域の区分」が未指定の場合は、発生源に係る評価は環境基準にて実施することになっている。

(1) ○ (2) ×

問21：道路交通振動の許容限度値は、鉛直方向の等価振動レベルで示されている。

(1) ○ (2) ×

問22：振動の環境影響は、主に、人体の全身振動に対する評価で行っている。

(1) ○ (2) ×

問23：環境アセスメントにおける振動の調査の主な目的は建築構造物の振動減衰や振動レベル差を明らかにすることである。

(1) ○ (2) ×

問24：振動に係る評価には、振動規制法による規制値や地方公共団体の基準値があるが、これらが示されていない場合に人体の振動感覚閾値で比較する場合もある。

(1) ○ (2) ×

問25：道路交通振動の事後調査を実施する際には、周辺道路の整備状況、交通量、環境保全措置の効果等も合わせて確認する必要がある。

(1) ○ (2) ×

問26：振動規制法では、環境振動を用語として定義しており、この中に工場・事業場振動、建設作業振動及び道路交通振動が含まれている。

(1) ○ (2) ×

問27：建築基準法に基づき規制される日影となる時間は、一年のうちで影の長くなる冬至の真太陽時の日の出から日没までの時間である。

(1) ○ (2) ×

問28：日影規制に係る現況調査のうち、土地利用の状況については既存資料の整理・解析又は現地調査の方法によって行うことが一般的である。

(1) ○ (2) ×

問29：既存建築物による日影の調査は、時刻別日影図、等時間日影図（同じ時間日影となる点を結んだ図）等を作成する方法によることが一般的である。

(1) ○ (2) ×

## 【問題】生活環境編

問30：日影の影響予測では、他の建築物との複合的、累積的影響についてまで考慮する必要はない。

(1) ○ (2) ×

問31：階高と延べ床面積が同じ建築物の場合には、より低い建築物の方が日影の影響が少ない。

(1) ○ (2) ×

問32：日影影響の評価は、地域ごとに上限とされた規制時間により行うだけでよい。

(1) ○ (2) ×

問33：風害に関する環境基準が規定されている。

(1) ○ (2) ×

問34：風環境の項目を選定する事業は、大規模な建築物、高架道路及び高架鉄道等の工作物の建設が一般的である。

(1) ○ (2) ×

問35：ビル風の予測手法としては、どのような規模の建築物でも風洞実験による方法が主流となっている。

(1) ○ (2) ×

問36：ビル風の影響評価は、日最大瞬間風速の発生頻度を基に評価する方法と平均風速の累積頻度を基に評価する方法が一般的に用いられる。

(1) ○ (2) ×

問37：ビル風への建物計画上の対策として、建物に基壇部や庇を設置することや、建物隅角部の隅切りや隅欠きやラウンド化することが、有効な対策となり得る。

(1) ○ (2) ×

問38：気象庁が毎正時の「風速」として観測しているのは、観測時刻までの10分間の平均風速である。

(1) ○ (2) ×

問39：風向とは、風が流れていく先の方向を示す。

(1) ○ (2) ×

問40：1日の瞬間風速の最大値を日最大瞬間風速といい、10分間平均風速の最大値を日最大風速という。

(1) ○ (2) ×

問41：テレビ電波障害を対象とするのは、建築物及び架空送電線路、高架道路、高架鉄道等の工作物の設置などの事業が一般的である。

(1) ○ (2) ×

## 【問題】生活環境編

問42：建築物に伴うテレビ電波障害の調査予測は、日本CATV技術協会「建造物によるテレビ受信障害調査要領」等に定める方法に準拠して行うことが一般的である。

(1) ○ (2) ×

問43：テレビ電波障害の環境保全のための措置として、種々な建造物対策のうちから適した方法を選定することしか実質的にできない。

(1) ○ (2) ×

問44：アナログ波では、建物により電波が遮られるしゃへい障害と、建物壁面の反射波による反射地域でのゴースト障害が発生する。しかし、デジタル波では、誤り訂正機能があるため、目的の画像信号を選んで再生できることから、電波が強い地域では、僅かなしゃへい障害地域の発生のみで済む。

(1) ○ (2) ×

問45：環境影響評価法では、廃棄物の焼却施設などの中間処理施設は対象となっていない。

問46：廃棄物は、排出事業者の責任において適正に処理しなければならない。そのため、排出事業者は、廃棄物が適正に処理されたことを最後まで確認する義務があり、施設から発生する廃棄物等の種類と量等に係る記録を残さなければならない。

(1) ○ (2) ×

問47：個別の事業による地球温暖化への寄与は極く僅かであることから、環境アセスメントでは温室効果ガスは取り扱わない。

(1) ○ (2) ×

問48：温室効果ガスに関する、環境アセスメントで考慮する必要がないものは次のうちどれか。

- (1) フロン類 (HFC, PFC)
- (2) CO<sub>2</sub>
- (3) メタン
- (4) 窒素ガス

問49：温室効果ガスの予測や評価に際して、正しくないものはどれか。

- (1) 予測では、地球全体の温暖化に与える影響をシミュレーションする
- (2) 発生量の算定に当たって、国が提示している原単位を利用できる
- (3) エネルギーの利用効率についても検討する
- (4) 原料や用水量の削減について検討する

問50：温室効果ガスの評価に関係ない尺度はどれか。

- (1) CO<sub>2</sub>に係る排出基準の遵守
- (2) 可能な限りの節電機器の導入
- (3) 原燃料の削減
- (4) 緑化の推進



# 【回答用紙】生活環境編

問題	回答
問 1	
問 2	
問 3	
問 4	
問 5	
問 6	
問 7	
問 8	
問 9	
問10	
得点	/10

問題	回答
問11	
問12	
問13	
問14	
問15	
問16	
問17	
問18	
問19	
問20	
得点	/10

問題	回答
問21	
問22	
問23	
問24	
問25	
問26	
問27	
問28	
問29	
問30	
得点	/10

問題	回答
問31	
問32	
問33	
問34	
問35	
問36	
問37	
問38	
問39	
問40	
得点	/10

問題	回答
問41	
問42	
問43	
問44	
問45	
問46	
問47	
問48	
問49	
問50	
得点	/10

合計 点

- ・ 45～50点 = 「S」
- ・ 40～44点 = 「A」
- ・ 35～39点 = 「B」
- ・ 30～34点 = 「C」
- ・ 30点未満 = 「D」 解説を読んで再度チャレンジしましょう

## 【参考資料】

- ・ 環境アセスメント用語集  
<http://www.env.go.jp/policy/assess/6term/index.html>
- ・ 環境アセスメント制度のあらまし  
[http://www.env.go.jp/policy/assess/1-3outline/img/panph\\_j.pdf](http://www.env.go.jp/policy/assess/1-3outline/img/panph_j.pdf)
- ・ 環境アセスメントを活かそう「環境アセスメントの心得」  
[http://www.jsia.net/6\\_assessment/kokoroe/kokoroe.pdf](http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/kokoroe.pdf)
- ・ 環境アセスメント審査会ってな～に？  
「環境アセスメント審査会のあり方」  
[http://www.jsia.net/6\\_assessment/kokoroe/na-ni2.pdf](http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/na-ni2.pdf)
- ・ 環境アセスメントにおける調査ってな～に？  
「調査の在り方～事後調査を中心に～」  
[http://www.jsia.net/6\\_assessment/kokoroe/na-ni1.pdf](http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/na-ni1.pdf)
- ・ スモールアセスの勧め「自主アセス・ミニアセスなどを中心に」  
[http://www.jsia.net/6\\_assessment/kokoroe/small.pdf](http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/small.pdf)
- ・ 環境アセスメント学の基礎（環境アセスメント学会 編）  
出版社：恒星社厚生閣  
[http://www.jsia.net/4\\_publishing/10th/title.pdf](http://www.jsia.net/4_publishing/10th/title.pdf)
- ・ EICネット  
<http://www.eic.or.jp/>